

受動喫煙防止にご協力ください！

2020年4月から、病院・学校・行政機関の庁舎等は敷地内全面禁煙、飲食店・オフィス・事業所等は原則屋内禁煙（専用の喫煙室でのみ喫煙可）となりました。
 [改正健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例]



屋外においても、喫煙する際には
受動喫煙が生じないように周囲の状況に配慮

しなければなりません。



新しい生活様式では、
 人との間隔は2m

たばこの煙は無風状態でも
7メートル広がります。

住居、自動車、学校、通学路、公園、病院など
 あらゆる場所で

子どもに受動喫煙をさせないよう努めましょう。
 [大阪府子どもの受動喫煙防止条例]

⚠️ 加熱式たばこもたばこです！

加熱式たばこから発生するエアロゾルは、**発がん性物質等の多くの有害物質**が含まれています。口腔がんの増加も懸念されています。
 煙の出ない加熱式たばこに変えても、周囲へのたばこの害は防ぐことができません。



三次喫煙とは？ ～受動喫煙防止対策について見直しましょう～

たばこ由来のニコチンや化学物質は、壁やカーテン、喫煙者の毛髪や衣服などにしみこみ、煙が消えた後でも有害物質を放出し続けます。

その有害物質を吸入することを**三次喫煙**といい、三次喫煙による健康被害が明らかになってきています。敷地内禁煙や禁煙サポートはもちろん、出勤45分前から喫煙禁止というルール作りをしている企業も増えてきています（喫煙後**45分間は喫煙者の吐く息に有害物質が含まれる**ため）。

企業・事業所の管理者の皆様も、たばこを吸わない人にやさしい取り組みについて考えてみてください。

★ 職場における受動喫煙防止のためのガイドライン ➡

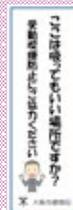
[厚生労働省]



★ 受動喫煙防止を求めるステッカーを作りました！！

その他、受動喫煙防止対策の啓発ポスターもあります。
 詳しくはホームページをご確認ください。

大阪市受動喫煙防止対策



【お問い合わせ先】

大阪市受動喫煙防止対策コールセンター

TEL.06-6244-7600 FAX.06-6244-7077